

議案第 6 号

箱根町部設置条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

平成 28 年 4 月 1 日付けで、特定政策推進室を廃止するにあたり、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

## 箱根町部設置条例の一部を改正する条例

箱根町部設置条例（平成 19 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 3 項の前の見出し及び同項から第 5 項までを削り、第 6 項を第 3 項とし、第 7 項から第 11 項までを 3 項ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。